

日明交渉史の序幕

——『明国書并明使仲猷無逸尺牘』を中心にして——

今枝愛真
村井章介

1

東京大学附属総合図書館につぎの三点からなる冊子本が所蔵されている。

A 明の日本国王宛国書 洪武三年二月二十五日

B 明使無逸克勤の天台座主宛書簡 洪武五年九月一日

C 明使仲猷祖闡・無逸克勤の天龍寺住持宛書簡 年月日欠

この本には『載琴祖闡書牘大明皇帝書附』という仮題が付されているが、これは適切ではなく『大日本史料』第六編之三十七に収載にあたって、『明国書并明使仲猷無逸尺牘』と命名された。奥につぎのような識語がある。

伝教大師行業記本所載
文化十五年春三月、以北嶺延暦寺法晏院真超所持本、書写一校畢、
保〔一〕

『塙保』⁽¹⁾が京都に赴いたさい、叡山法晏院の真超の所持本から書写されたものとわかる。

一方、内閣文庫所蔵『修史為徵』なる本の第一冊にも、A・Cの写本が収録されている。(以下、前者を「東大本」、後者を「内閣本」とよぶ)この本のCの末尾には、つぎのような識語がある。

文化十五年戊寅正月廿六日、僧延暦寺淨土院宝庫本、写京師柳馬場客室燈下、
藍渠原慎⁽²⁾

両者を比較すると、二三の字の異同を除けば、体裁内容ともにまったく同一である。このことから、A・Cがまとまつたかたちで、すくなくとも江戸時代末期まで叡山に伝来していたことがわかる。

ところで、A・C三者のうち、Bのみはとびぬけて著名な史料である。それは、Bがはやく瑞溪周鳳の『善隣國寶記』上に抜粋して引用され、ついで江戸末期の儒者伊藤松の『善隣國寶記』三篇一に全文が収められて、ひろく世に知られるようになつたからである。今日まで明朝初期の日明交渉にふれた論述は、池内宏「明初に於ける日本と支那との交渉」以下、ほぼ例外なくこれを引用している。

これとまったく対照的に、AとCは今日までほとんど注目されることなく埋もれてきた。ただしAについては、内閣本を用いて洪武三年の明の対日詔諭を叙述した「三の文献が存在する」(3)。したがつてこれらの筆者たちは、内閣本でA・Cを見ているはずである。ところが不思議なことに、Cにひとことでも言及したものは管見にはいらない。CはBとほぼ同様の性格をもち、両者補いあつて明使と日本側との交渉を詳細に伝える貴重な史料であるにもかかわらず、なぜか不遇なまま放置されたのである。

『大日本史料』第六編では、まずBが『隣交徵書』によって、文中元II応安五年是歲條に收められ(三十六の「五五〇頁」)、ついでA・Cが東大本によつて、前者は建徳元II応安三年是歲條の「補遺」に(三十七の卷末に付載)、後者は文中「II応安六年六月二十九日條に(三十七の三四九〇五一頁)、それぞれ收められた。A・Cの原文が活字化されるのは、おそらくこれが初めてであろう。

つぎに、A・Cを当時の日明交渉の流れのなかに位置づけてみよう。

元末反乱の群雄のなかから抜けだした朱元璋が、應天府（南京）で帝位につき、国号を明と定め、洪武と建元したのは、一三六八（應安元）年正月のことである。太祖洪武帝は、建国後の三年間に三回、使者を日本に送った。初度の遣使はおそらく洪武元年十一月になされ、建国を報ずる詔を持参したが、その結果は從来明らかでなかった。佐久間重男氏は、洪武元年「十一月の遣使が事実あつたとしても、何等かの理由でその目的を果たし得なかつたものかも知れない」⁽⁵⁾とするが、この推測を裏づける記述がCにある。

今我皇帝、奮迹淮甸、不數年間、収附豪傑、併有海内、……故首命使適日本通好、舟至境内、遇賊殺⁽⁶⁾害來使、詔書毀溺、尋有島民、驗海作寇、數犯辺⁽⁷⁾、多掠子女、皇帝一欲通兩

家之好、悉置而不問、但令自禁之、

このあとすぐつづけて「故後復西遣使來、論以此意、俱為鎮西所沮、彼自入朝称賀」とあるので、右の記事が初度の来使についてのべていることは疑いない。使者は五島あたりで賊に殺害され、詔書は毀溺といふありさまであった。

この報に接した太祖は、翌年二月、ただちに二度目の使者として楊載を派遣した。使者は九州に上陸したが、征西將軍懷良親王（明側の記録では「良懷」）によつて、またしても一行七人のうち五人が殺され、残る楊載・吳文華の二名は、三ヶ月に及ぶ拘留のすえからくも帰國することを得た（傍点部はAのみによつて知られる事実）。

さらに翌洪武三年三月、三度目の使者趙秩が派遣された。⁽⁷⁾ Aはこのときの明の国書であるが、そこには趙秩の名はみられず、「為此都省令差宣使楊載等、俾送靈南・陽谷等一十五名前去」とある。楊載が趙秩に同行して再度来日したことがわかるが、これは『明史稿』卷一八二楊載伝の「凡再使日本還、復使琉球」という記事に符合する。

『寒錄』洪武四年十月癸巳条によれば、趙秩を迎えた良懷は、趙秩が

文永八・九年の兩度来日した元使趙良弼の遠孫で、「將誠以好語而襲

我」と疑い、「命左右將刃之」とした。これに対し趙秩は、自分は蒙古の使者ではない、「爾若悖逆不吾信、即先殺我、則爾之禍亦不旋踵矣、我朝之兵天兵也、無不一當百、我朝之戰艦、雖蒙古戈船百、不當其一、豈以我朝之以礼懷爾者與蒙古之襲爾者比耶」、と反駁した。良懷はついに屈して、「奉表箋稱臣、遣祖來隨秩入貢」することに決し、祖來の一行は洪武四年十月、明都に至つた。

これをうけた太祖は、答使として仲獻・無逸ら八人に、良懷に賜うべき「大統曆及文綺紗羅」を託して、日本に派遣した。⁽¹¹⁾ 一行は洪武五年五月二十日に翁州（明州〔寧波〕沖、舟山諸島の地名）を出帆し、三日後五島に至り、五日にして博多に到着した。

及岸之日、聞國命將出師、収閨西之地為一家、(B)

舟至五島、即聞貴國出師至閨西、尽収其地、因促舟人、疾速

抵岸、(C)

かれらが到着した時点の北九州は、まさに戦乱のさなかにあつた。九州探題今川了俊が万全の戦略を整えたうえで閨門海峡を渡つたのは前年（應安四年）の末、ついで麻生山・宗像、高宮（福岡市南区）と西進して、大宰府北方の佐野山に布陣したのが当年の四月である。五月末の時点で博多は当然了俊の勢力下にあり、明使は了俊によつて聖福寺に留めおかれた。⁽¹²⁾ 八月、了俊は大宰府をも陥れ、征西府を筑後高良山に走らせた。明使は、日本国王への大統曆手交という任務を果せぬまま、その国王のはずの良懷が、敵方にみじめな敗北を喫するのをまのあたりにしたのである。明使の困惑は同情にある。

しかし困惑は了俊の側と同様であつたろう。戦略上きわめて大事なときに、異国の使者がまいこんできて、しかもその目的が懷良との面会らしいといふのだから。かくて明使は聖福寺に抑留されたまま、「以衣貿食而、翹足待命百余日」(B) といふはめになつた。その間に、北朝や幕府の存在、幕府の出先としての九州探題、それらの敵対者としての征西將軍懷良、等々日本の政情が、かれらにも次第に理解されてきたと

みえる。

この年九月一日に博多で書かれたBは、天台の法系につらなる無逸が、天台座主尊道に対し、北朝へのとりなしを依頼したものである。

Bはつぎの三つの部分からなる。①純粹の書簡の部分、②「今將天台教典散亡数目」と題する三十一部六十七巻の聖教目録、③「天台伝列祖」と題して龍樹から元璞（無逸の嗣法師）に至る二十七代の法系をしるした部分。うち②③は、①の末尾の、「疏記未全之目、具以別楮」、「旧藏天台聖像一軸、乃前宋名匠之筆、虛堂禪師所贊、謹与書同進」との記述におのおの対応する。そしてBが実際に叡山にもたらされたことは、つぎの『門葉記』の記事で確認される。
〔寛安五年〕 同十一月十六日、唐土教僧金陵瓦官寺住持克勤⁽¹⁾送⁽²⁾書、日本僧椿庭海寿多年在唐歸朝之次、克勤同船々、近日入洛、聖教目六唐朝欠書也、注⁽³⁾之送之、自日本可⁽⁴⁾寫給⁽⁵⁾云々、希代之珍事、猶不相應歟、又天台大師真影一舡送之、虛堂禪師銘⁽⁶⁾云々。

右の(1)(2)(3)がさきの①②③に対応する。なかでも、中国で亡失した聖教を「自日本可⁽⁴⁾寫給⁽⁵⁾」と要請した事実は、日中文化交流史の視点から注目にあたいしよう。

これに対しても北朝からは何の音沙汰もなく、無逸らが念願の上洛を果したのは翌応安六年六月二十九日になつてであり、それも幕府の沙汰として、嵯峨の向陽庵に留められたのであつた。

その後明使と幕府とのあいだでどのような交渉がもたれたのかは明らかでなく、二月後の八月二十九日に幕府から「可⁽¹⁾歸⁽²⁾唐之由被⁽³⁾仰⁽⁴⁾」、十月末に乗船して博多へ下り、翌応安七年四月ころまでは博多に滞在してお⁽⁵⁾り、五月二十九日明都に帰着し復命している。『実録』洪武七年六月⁽⁶⁾乙未条によれば、義満は宣聞溪・淨業・喜春らを答使として明使に同行させたらしく、かれらは「貢⁽⁷⁾馬及方物⁽⁸⁾」じ、義満の信書をもたらしたが、太祖は表文なしとしてその貢を却けたことがわかる。さてそれでは、残る史料Cは、以上のべた仲猷・無逸の発遣から帰投

にいたる経過の、どこに位置するのであろうか。発信の日時は明記されないが、本文の記述からかなりの限定が可能である。

不⁽¹⁾斬、以⁽²⁾無⁽³⁾詔書故、上下交疑、留滯期⁽⁴⁾年、未⁽⁵⁾獲⁽⁶⁾復命、重秋複暑、衣弊食竭、六十餘人凍餒⁽⁷⁾將死、今幸獲⁽⁸⁾管領相公柄國之權、為⁽⁹⁾國尽⁽¹⁰⁾廬⁽¹¹⁾、忽自開明、移⁽¹²⁾文遠來、將送至⁽¹³⁾此、顧亦幸矣、然具經⁽¹⁴⁾五旬、未⁽¹⁵⁾獲⁽¹⁶⁾一見』

右は明使博多到着後の経過をのべた部分である。意味するところは先述の経過にてらしてもはや明らかであろう。明使一行が「僧俗主僕六十人」という大勢だったことはCでのみ知られる事実であり、またかれらが「無⁽¹⁾詔書」と主張する意味は次節でふれたいが、それらはともかくとして、①では博多の聖福寺にまる一年留滯させられたこと、②では義満がかれらを京都へ招いたこと、をのべる。Cが上洛後に書かれたことは、引用部より前に「今久留⁽¹⁾西山、未⁽²⁾獲⁽³⁾聞⁽⁴⁾命」、後に「今秋倘不獲報……」とあることによつてもたしかめられる。そして③で、上洛後五旬を経たいまも義満との会見が許されない、といつてゐるのに注目したい。つまりこの書簡が書かれたのは、六月二十九日の上洛後約五十日を経た、八月二十日ころ——「五旬」に若干の誇張を認めるとすれば、八月中旬ころ——ということになろう。

この時点は明使に帰国命令が出された八月二十九日のわずか十日ばかり前である。すなわち、天龍寺住持清溪通徹を経由してCをうけとつた幕府は、ただちに明使との正式交渉にはいり、答書の作製、答使や貢物の選定を十日間ほどでしおえたことになる。Cがもたらされたことによつて、幕府にとつてきわめて重大な外交方針の策定が、それ以前とは対照的なスピーディさで遂行されたのである。

味ぶかい一幕を構成している。そこで本節では、この事件が日明外交の展開、とりわけ両国間の相互認識の進展にはたした役割を明らかにし、あわせて外交をふくむ日本の政治過程にとつてもつ意義を考えてみたい。

(1)

第四度の使者発遣の直前、明側が日本の政情をどの程度正しく認識していたかを正確に知ることはむずかしい。従来、史料Bの、

朕三遣^ニ使于日本者、意在^ニ見^ニ其持明天皇、今関西之來、非^ニ朕本意、以^ニ其鬱禁非^ニ僧不^ニ通故、欲^ニ命^ニ汝^ニ一人、密^ニ以^ニ朕意往告^ニ之、

といふ記述を根拠に、使者発遣の時点ですでに、太祖は北朝との交渉を密命していた、とみるのが通説であった。これに対し佐久間重男氏は、「中國側が日本における南北の紛争を知ったのは、祖闘・克勤らの帰国報告にもとづいた結果であつて」、「太祖はあくまで良懷すなわち懷良親王を日本の正君とみなしたのであるから、史料Bは「祖闘・克勤らが九州に滞留している間に思考した作文であつたといわねばならない」、と批判した。⁽²⁵⁾ たしかに、明使が日本の政情について一定の知識を得た時点で書かれたBによつて、それ以前、使者発遣の時点での明側の認識を推論するのは、史料操作上難点がある。したがつて、この事件によつて明側の日本認識がどのようにかわつたかを正確に知るためには、使者発遣の直前での認識→来日中の使者の得た知識→使者の帰投報告による認識の変容、の三局面を峻別して考える必要がある。

第一の段階をもつともよく示す史料は、天界寺住持季潭宗泐の「送^ニ祖闘克勤^ニ一師使^ニ于日本^ニ」と、太祖の「和^ニ宗泐韻^ニ」であろう。前者に維彼^ニ日本王^ニ、獨遣^ニ沙門^ニ至^ニ、宝刀与^ニ名馬^ニ、用致^ニ臣服意^ニ、天子欽^ニ其衷^ニ、復命重^ニ乃事^ニ、由^ニ彼尚^ニ仏乘^ニ亦以^ニ僧為^ニ使^ニ、仲猷知^ニ心^ニとあり、太祖が良懷を日本王と認め、それへの答使として仲猷・無逸を送つたことが明らかである。

使者に僧が選ばれた理由を、ここでは、「由^ニ彼尚^ニ仏乘^ニ」とのべ、太祖の餞偈でも、「入為^ニ仏弟子^ニ、出為^ニ我朝使^ニ」とある。「関西親王」が「関禁非^ニ僧不^ニ通」から、とするBの理由づけはこじつけであろう。日本側の、中国高僧渡来への強い欲求を考慮して僧を使者としたのであつたが、仏教の弘通は、あくまで太祖の命を実行することに付随してのみ意味をもつていた。無逸の「瓦官教寺住持」という肩書がにわかじたての「名誉職的なもの」にすぎず、帰國後まもなく還俗して、考功監丞・山西布政使などとして活躍している、との海老根聰郎氏の指摘は、無逸がいわば「僧衣の外交官」だつたことを示唆する。

しかしそれでは、第一段階での明が、日本の国情にまつたく無知で、懷良親王を「日本国王」と認めたのはまつたくの「誤認」だつた、とみていいのだろうか。

元朝末期は日中禪僧の往来が史上もつともさかんだつた時期として知られる。それは明初にも基本的にかわらず、通事として仲猷に同行した椿庭海寿。権中中興をはじめ、絶海中津。介然中端ら多数の禪僧が彼地に滞在していた。⁽²⁶⁾ 太祖はかれらから日本の状勢を聞くことができたはずで、實際、椿庭は帰国にさきだつて奉天殿に召され、「日本四方遐邇皇運治亂」を質問されている。

このように、遣使にさきだつて、太祖は日本について一定の知識を得ていたとみられる。にもかかわらず、その後の経過からみて、太祖が徂来を正式の日本国使としてうけいれ、良懷を「日本正君」として待遇したこともまた事実である。この一見矛盾するふたつの事実を説明するには、太祖の無知ではなく、倭寇である。

建国まもない明にとって、日本は何よりも倭寇の根拠地として認識されていた。洪武二年一月の詔に「聞者山東來奏、倭兵數寇^ニ海邊、生^ニ離人妻子、損傷物命、故修^ニ書特報、正統之事、兼諭^ニ倭兵、越海之由」⁽²⁷⁾ とあるのをみると、使者発遣の目的は、建国を知らせ日本国王の臣従を求めるのみならず、むしろ倭寇禁庄の要求こそが主目的だったとさえ思え

る。この要求は、元寇をひきあいにだしつつ、禁庄の実があがらなければ出兵の用意がある、という脅迫をともなっていた。

『明史』兵三・海防の「且禁治海民私出海」時國珍及張士誠余衆、多賀島嶼間、勾僕為寇」との記述の示すとおり、明にとつて倭寇とは内憂と外患がわからがたく結びついた性質の問題であった。したがつて明に対し日本国王たる条件は、何よりもかれが倭寇を禁庄しうる実力をもつことに求められたはずである。

洪武初年の時点でそれにかなうものは、倭寇の最大の根拠地北九州を勢力下におく懷良においては存在しなかつた。事実、征西府の最盛期である明朝成立前後の数年間は、その前後に比べて高麗への倭寇の侵攻が比較的少ない時期であった。これに対し、北朝はもちろんのこと、幕府もまたその資格を有しなかつたことは、貞治五年に倭寇禁庄を求めて来日した高麗使に対し、将軍義詮が「是九州海賊之所為也、不及加刑罰也」と答えていることによつても明らかである。懷良が日本全体を統治する王でないことは明白だが、といつてそのような王が実在するわけでもなかつた。太祖は、右のような状態をある程度承知のうえで、あえて懷良を「日本国王」に選択したのではなかつたか。

(2)

しかしそのような状勢は、明使の日本到着とあい前後して、根底からくつがえつた。宋濂の「序」が「及無逸等至、良懷已出奔」という事態、九州探題今川了俊による征西府の大宰府からの追いおとしである。これによつて明使は苦境に立つことになる。Cに「以無詔書故、上_{了俊}下交疑」といふ、「序」に「新設守土臣、疑祖來乞師于中國、欲拘_{明使}辱之」という。懷良と戦闘状態にある了俊が、明使に疑惑を抱くのは当然であろう。また明使が何とか疑いを解こうとして、太祖の本意は「持明天皇」に意を通ずるにある、と強弁したのもうなづける話である。

2にのべたように、到着後約一年ののち、明使は上洛を許されるが、幕府の疑いはなお晴れなかつた。それは使者が明帝の意を伝える正式の

文書、詔書をもつていなかつたからである。

然法有常有_{細川頼之}權不_同、由詔書而傳命、常法也、捨詔書而傳命、權法也、執事不_可執常而難_權古者一法亦未始不相須也、執事其當念我朝遣使初來。(C)

明使はこう弁明するが、國際關係はたてまえ(II常法)がもっとも重視される世界である。執事細川頼之が「執常而難_權」じたのも不当ではない。明使は最初から詔書を託されなかつたようによつて、「捨詔書而傳命」とは案外本音ではあるまい。実はかれらは「日本国王良懷」あての詔書を携えていたが、それを見せるのはいかにもまざいので処分してしまつたのではないか。

右からも窺えるように、幕府部内で明使うけいれにもつとも消極的だったのは、細川頼之とその一派であつた(今川了俊もその一員である)。Cは別のところで、「与執事者、紛々擾々、自取慶空之若此哉」と非難している。その頼之が、仲献だけを留めて天龍寺住持に迎え、無逸をひとり帰そうとしたことは注目にあたつする。

守臣白_{了俊}其事于王、王居_{洛陽}欲延_{闢住}持天龍寺、無逸独先還、無逸奉_{了俊}揚天子威德、論以_{了俊}禍福必期_{了俊}與_{了俊}闢俱。(序)

「序」によればこれは明使の博多滞留時にもちあがつた動きであるが、Bには何らふれるところがないから、応安五年九月以降翌年五月以前とみてよい。そこで注目されるのが、『愚管記』応安五年九月二十六日の記事である。それによると、春屋妙葩を天龍寺住持に復帰させようとの策動があり、これを不満とした頼之が、執事を辞めて四国へ下向せんとし、義滿の再三の慰留によつてようやく辭意を撤回した、といふ。

春屋は夢窓派の一方の中心的存在として、応安二年の南禅寺棲門徹去事件以来頼之と決定的な対立関係にあり、その後頼之と近い龍渢周沢が南禅寺住持に任じたこともあって、応安四年十一月には丹後の雲門寺に退隱してしまつた。頼之が執事職を賭してまでその復帰をはばもうとした背景には、幕府部内の反頼之派である斯波義将・土岐頼康らと春屋一

派との密接なつながりがあつた。頼之が仲猷を天龍寺住持に迎えようとしたのは、こうした反対派の画策への反撃ではなかつたか。

しかしこの事件のもつ意味はそれにとどまらない。頼之としては、無逸を仲猷と切りはなして先に帰らせようとしたことでわかるように、明との交渉を宗教的・文化的局面にのみ限定するハラであつた。詔書のないことを理由に、なかなか正式交渉に応じなかつたのも、こうした对外消極策のあらわれである。だが明使としては、「一遵聖訓敷演正法」〔跋〕が使命であるだけに、これをうけいれるわけにはいかない。

ここで想起されるのが、日本到着後もなく、仲猷・無逸が椿庭海寿を介して春屋に書簡を送つてゐる事実である。⁽³⁸⁾ むろん春屋は退隱の身として政治活動を封じられており、この時期におけるかれの役割を過大評価することはできない。事実、書簡をうけとつた春屋は、「愚以固拒國命、藏拙窮山、不_レ能遂素志、深以負愧耳」と考えて、明使の在洛中にも何ら連絡をとらず、かえつて上洛せずに周防山口に駐留していた明使の別一行趙秩・朱本と詩文のやりとりをしてゐる。しかし、春屋の対明通交への姿勢のなかに、反頼之派の外交方針の反映を読みとることは可能であり、それは、帰国直前の仲猷にかれが寄せた偈、⁽³⁹⁾

修_レ盟溫故為通津、兩國生靈安覶新、雨露乾坤育_レ物、東西日月互推輪_レ賜衣香暖瑞花雪、禪館定深蓬嶋春、盛化何妨今視古、吾門宗祖大唐人、

によくあらわれている。それとともに、斯波義将が自号「雪谿」の道号頃を無逸から受けていることも見のがせない。

以上、断片的な事実からの推測にすぎないが、明使の扱いをめぐつて、幕府部内には、頼之・今川了俊らの消極派と、義将・土岐頼康ら（そして、表面にはでないが、春屋一派）の積極派との対立が認められよう。頼之を失脚させて義将が執事に任じ、春屋が南禅寺住持に返り咲いた康暦の政変後まもなく、幕府からの二度目の使者が明に送られてゐることはこれを裏づける。明使の滞在が長びき、太祖を「二僧行及其至也」

加以無礼」「使者至彼、拘留二載、今年五月、去舟纔還」と怒らせた背景には、外交方針をめぐる幕府内の政治的対立があつたのである。したがつて、応安六年八月下旬、あわただしく答使聞溪らの派遣が決定されたのは頼之派の譲歩であり、その使が太祖によつてあえなく却けられたのは義将派の失点であつたろう。

しかし、明使への日本側の対応として、右の点を指摘するだけではけつして充分でない。將軍義満に代表される幕府が、全体として、國際關係におけるみずから的位置をどのように認識し、何を以後の課題としてみずからに課したかが問われねばならない。

まず考えられるのは、幕府にとって九州討伐戦およびそれと密接にかかる倭寇禁庄のもつ意味が、明使を迎へ明帝の立場と政策を知るにおいて、一変しただらうということである。幕府は、B・C、とくにCによつて、明が懷良親王を日本国王として正式の交渉相手に認定したらしいことを知つた。

亦奚嘗知有_レ鎮王而欲_レ与_レ之通好、彼既邀而納_レ之、此非_レ獨我朝之不幸、抑亦貴國之不幸、而有_レ此_レ借_レ誕_レ也、其既遣_レ人入朝稱_レ賀、中國以_レ礼答_レ其還國即已、(C)

この認識は、みずからが懷良を圧服してその「日本国王」たる実質を完全に剥奪しないかぎり、相手が「乞師于中國」う危険性をぬぐいきれない、といふ危機意識に直結する。いまや九州掌握をめぐる戦いは、「日本國王」の地位をめぐるそれに転化する。それはまた、倭寇を禁庄する力をどちらが手にするかの戦いでもある。これこそが「日本國王」の第一の資格だったのだから。義満が、仲猷らに同行させた答使に、「所_レ虜中國及高句麗民無慮百五十人」〔序〕を返還させたのは、幕府こそ倭寇問題を解決しうる権力であることを、明にアピールするためであつた。

それでは、使者の帰投、答使の到来は、明側の日本認識をどのように

変容させたか。これを示すのは、佐久間氏もいふように、『実録』洪武七年六月乙未条の、つぎの記述である。⁽⁴⁷⁾

時日本国持明、与良懷^{争立}、宣聞溪等、齎^{其國臣之書}、達^{中書省}、而無表文、上命却^{其貢}、……勅^{中書省}曰、朕惟^(義善)日本僻居海東、稽^{諸古典}、立^{國亦有年矣}、向者、国王良懷、奉^{表來貢}、朕以為^{日本正君}、所以遣^{使往}答其意、豈意、使者至^{彼拘留}二載、

今年五月、去舟纔還、備言^{本国事体}、以^{人事}言、彼君臣之禍、有^{不可}逃者、何以見之、幼君在位、臣擅^{國權}、傲慢無礼、致^使

骨肉併^呑、島民為^盜、内損^{良善}、外掠^{無辜}、……今日本蔑^棄礼法、慢^{我使臣}、亂自^{内作}、其能久乎、爾中書其移^書、諭以^{朕意}、

認識は、使者發遣以前に比べて、はるかに具体的になってきている。「良懷」以外に「持明」、つまり北朝の存在すること、しかしその主君は幼く、臣が國權をほしいままにしていること、そして国内の争乱状態と「君臣之禍」が、おそらく「島民為^盜、内損^{良善}、外掠^{無辜}」、つまり倭寇の発生要因であること、等々。そして使者の処遇については、「蔑^棄礼法、慢^{我使臣}」といきどおっている。⁽⁴⁸⁾

結局明は義満からの答使を「無表文」として却けたが、たとえ上表したとしても、義満が主君「持明」の臣、つまり明からみて陪臣であるかぎり、うけいれられることはなかつただろ。『実録』同日条にみえる島津氏久からの使僧道幸が、「棄^{陪臣之職}、奉^{表入貢}、越^{分行}、礼^{難^{以受納}}」と棄却されたのをみても、それは明白である。

これに反して、さきに「日本正君」に認定された「良懷」の処遇は、明が「日本王統^{州六十有六}、良懷以^{其近屬}、齎^{其九都于太宰府}、至^{是被^{其王所逐}}、大興^{兵爭}、及^{無逸等至}、良懷既出奔」（序）といふ認識に達していたにもかかわらず、何ら変更されることはなかつた。洪武十二年に「良懷」の遣わした使者劉宗秩を、明が問題なく受けていることはそれを証明する。義満の送った答使は、いつたん成立した「礼」の秩序を変更させるだけの資格を欠いていた。「良懷」が九

州の地方政府ですらなくなつたいま、その秩序は何ら実質をともなわない虚構に堕し、それに比例して明の対日意識は、「傲慢無礼」な「島夷」という侮蔑的な敵視へと増幅される。

こうした明側の対応は、「分を越えて礼を行なう」との非難をまぬかれない自身の限界性を克服するという、あらたな課題を義満に課するところになるが、その具体的な検討はすでに本稿の守備範囲を超えている。

4

さいごに、ふたたび史料A～Cにたちもどり、これらがまとまつて叡山に伝来した理由を考え、むすびにかえたい。

Bは文書自体が天台座主にあてられたものだから、叡山に伝わったのは当然である。Cは叡山にあてられたものではないが、発給主体はBと同一であり、内容的にもBと連関があるので、参考のために写しが叡山に送られた可能性がつよく、また事実そうであろう。不思議なのは、時間的にもBに先行し、懐良親王のもとへもたらされたはずのAが、いいかえれば叡山に伝わるべき内部的必然性を何ら有しないAが、なぜB・Cと一連のものとして叡山に伝来したかである。

詔檄三下、俱不能通、今之徒手而来、豈得已哉、執事何不念前使賈詔、屢不能通之意、而独以^{今此無詔為疑也}、（C）

3にのべたように、幕府が明使に疑惑を抱いたのは「以^{無詔書故}」であつた。当然Cではこの点の弁明に力が注がれている。そのさい、明使が「前使^{モダラス}賈詔」なるものをもちだしていることに注意したい。

「前使」とはいうまでもなく第三度の使者趙秩らであり、かれらがもたらした「詔」とは、『実録』洪武三年三月是月条に、「遣^{萊州府同知}趙秩、持^{詔諭}日本國王良懷」曰、「朕聞……」として引用してある文書にちがいない。そして同月二十五日の日付をもつAは、この「詔」と不可分のもの（おそらく明中書省から日本国王にあてた「咨」）であつた。つまり仲猷らは、みずからが正式の明使であることを主張するために、

Cにそえてこの「詔」とAなどを幕府に呈示したと考えられる。趙秩が仲献らとともにふたたび来日し、博多まで同道している（応安六年八月こらは同方山口に^{是年}邦王中^{是年}）⁵²、この准則を立ててしる。

（は周防山口に潛在中）専門のこの指揮を支えてくれる
したがつて、Cが叡山にもたらされた理由は、「詔」およびAにもあ
てはある。つまり直接叡山に来たBの関連文書として、C・「詔」・Aが
叡山にもたらされ、そのうちA・Cが一紙に写されて現在のかたちにな
つたのであらう（そのさいなぜ「詔」だけが脱落したのかは明らかでな
い）。われわれが、『大日本史料』にAを收めるにあたつて、「祖闡等、
本国書ヲ應安六年持參シテ上洛セシモノナルベシ」という按文を付した
のは、以上の理由による。

(1) 治

- (1) 保己^一は文化十四年末から翌年春にかけて、『史料』編修のための調査を目的に上京している(太田善磨『瑞保己^一』(吉川弘文館、一九六六)一四七頁)。

(2) 『修史為徵』四冊は筆者藍渠梶原景惇が雜多な史料をメモしたノートである。藍渠は讃岐高松の豪商で、和漢の学に該通し、「私に帝王編年の一国史を草」したが、これが高松藩主松平頼恕の編纂した『歴朝要記』の典拠になったという。

(3) 天保五年没、七十三歳。(『讃岐人名辞書』二九四頁)

『歴史地理』六一五八、一九〇四。

(4) (3)

木宮泰彦『日支交通史』下(金創芳流堂、一九二七)二七三頁。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院、一九四二)一頁。石原道博『日明交渉の開始と不征國日本の成立』(茨城大学文理学部紀要「人文科学」四、一九五四)二五頁。宮田俊彦『日明、琉明国交の開始(上)』(『日本歴史』二〇、一九六五)三頁。ただしすべて取意節略の上での引用であり、原文は未紹介のままである。

(5) 「明初の日中関係をめぐる二、三の問題——洪武帝の対外政策を中心として」(『北海道大学人文科学論集』四、一九六五)八頁。

(6) 『明太祖実錄』(以下『実錄』と略す)洪武二年一月辛未条。

(7) 同右、洪武三年三月是月条。趙秩は日本の中世学芸に多大の影響を与えた元

朝の文人趙子昂（一二四五～一三二七）の孫にあたる『雲門一曲』に松雪の孫である。日本との深い関係を考慮して使者に選ばれたのである。

- (8) 情犯深重、揆_ニ諸法律_ニ罪在_ニ不容、縁_ニ係_ニ日本所部_ニ故不_ニ欲_ニ使加_ニ殺戮_ニ如_ニ不_ニ施_ニ之_ニ刑、又無_ニ以_ニ示_ニ其懲戒_ニ是用刑_ニ其肢體_ニ遣_ニ人送還_ニとあり、良懷_ニが明に送りこんだスペイらしき。

(9) 楊戦が琉球に発遣されたのは洪武五年正月である(『実錄』同月甲子条)。以上三度の遣使を、Bでは「蓋前兩年、皇帝三命_ニ使于日本」、関西親王皆自_ニ納_ニ之_ニとするす。しかし初度の使は懷良親王のもとへは至らなかつたであろう。

(10) 『寒錄』洪武四年十月癸巳条。『寒錄』の書きぶりにはむろん趙秩に都合よく誇張された点がある。懷良親王が対明方針を一八〇度転換させた背景には、日本国内の政治・軍事情勢の変化がある。いま詳説する余裕はないが、すくなくとも從来有力な「趙秩による表箋の偽作」説や、「中國側の誤解」説には、従いがたい(田中健夫『中世对外関係史』(東大出版会一九七五)五六頁を参照)。ここで明帝と懷良とのあいだに冊封關係が成立した(すなわち「日本國王良懷」の成立)とみる方がはるかに史料に即した自然な解釈であろう(池内前掲論文はこの立場にたつ)。

(11) 東大本・内閣本・『隣交徵書』本のBに「於_ニ五月廿日、命_ニ舟四明、三日至_ニ五島、五日而抵_ニ博多_ニ」とある。宋濂の「恭跋_ニ御製詩後」(『宋文憲公全集』十三所収、以下これを「跋」と略す)では、「自_ニ翁州_ニ啓_ニ櫂、五日至_ニ其國境_ニ」。

(12) 川添昭二『今川了俊』(吉川弘文館、一九六四)九四~九八頁。

(13) 宋濂「送_ニ無逸勤公出使還_ニ鄉省_ニ親序」(『宋文憲公全集』十三所収、以下これを「序」と略す)に、「及_ニ無逸等至_ニ、良懷已出奔、新設_ニ守土臣、疑_ニ祖來乞_ニ師于中國、欲_ニ拘_ニ禁_ニ之_ニ」。Bに「不_ニ意使_ニ之_ニ留抵_ニ聖福」。

(14) これからすれば、もともと②は別紙をもって、③は輸装された「聖像」として、①に副えられていたらしい。書写のさいにこの三者が一紙に書きつらねられて、現在のBの形になつたのであらう。なお、『隣交徵書』本のBと、東大本・内閣本のBとは、とくにその体裁においてかなりの相違がある。

(→書き出しを、前者が「○致延暦寺座主書并別幅 克勤」とするのに對し、後者は「載琴致書于延暦寺堂上座主大和尚侍 瓦官克勤謹誠」(斜線は改行を示す)とする。

(2) (2)(3)の部分を、前者は改行なしのベタ書きにするのに對し、後者では左のよう整理し、二段に分けてしるす。

②今將天台教典散亡數目 開具于後、

南嶽

大乘止觀二卷宋咸平三年、日本照師著
持入中國、今復「去不存、

四十二字門一卷 無諍行門二卷

天台

智度論疏二十卷 弥勒成仏經疏五卷

……

章安

八教大意一卷下同 南嶽記

……

荊溪

止觀摘要十卷 涅槃後分疏一卷

……

右具在前、

洪武五年九月 日 瓦官克勤具、

③天台伝列祖

高祖龍樹尊者 二祖北齊尊者

……

元璣法師此即克勤之嗣法師也、

自高祖無畏論師以下、……如出一門也、

嗣祖比丘克勤謹具、

以上からみて、後者が前者よりはるかに原態に近いことは明らかである。したがつて、『隣交徵書』本によつて『大日本史料』六一三十六所収のBは、東大本・内閣本によつて補正の要がある。

(16) 卷二十六、門主行状三、後青龍院宮尊道。

(17) 『花當三代記』同日条。この間の経過を『統本朝通鑑』百四十六では、この年の五月十一日に天台座主尊道が「舉覽明國使僧狀、且呈義滿、義滿大驚、遣使於鎮西招之」とする。これによれば、叡山ではBを半年以上もたなざらしにしたのち、ようやく朝廷・幕府に呈示したことになる。しかし明使を抑留した今川了俊が、ただちにこのことを幕府に通報しないはずはなく(げんに「序」には「無逸力爭得免、然終疑勿釈、守臣白_{了俊}其事于王」とある)、にわかに信じられない。

(18) 『花當三代記』同日条。

(19) 『雲門一曲』所収、応安七年正月二十八日付、春屋妙葩の「与_之司庸別駕書(趙秩)」并詩。

(20) 同所収、同年四月十一日付、趙秩の春屋宛返書に、「更有_之梵超渡_之中國之旨」、唯々是命不_敢後也、中_之應南遊之志頓起、今擬_之同舟」とある。

(21) 「実錄」洪武七年五月甲午条。「序」には「無逸等自太宰府登_之舟、五昼夜即達_之昌国_州、已而赴南京、仍見_之上端門」とある。

(22) 「序」は嵯峨向陽庵を「洛陽西山向陽精舍」と表現する。

(23) それらは、(1)『大日本史料』六一三十六、文中元_二応安六年是歲条、(2)同三十七、文中二_二応安六年六月二十九日条、および(3)同三十八(未刊)、同年八月二十九日条に集成されている。使者の来日以後上洛以前の史料が(1)に、在洛中の史料が(2)に、京都を辞してより明都帰着までの史料が(3)に、それぞれ配分されている。

(24) 美術史関係の交渉については、海老根聰郎「仲獻祖闡・無逸克勤の來朝とその贊賛作品」(『美術研究』一八七、一九七三)がある。『大日本史料』文中二_二応安六年六月二十九日条所載の、金地院所蔵「觀迦三尊像」・慈照院所蔵「地藏菩薩像」の贊、蔽本家所蔵の「道号二大字」、建仁寺両足院所蔵「諸偈類要」の序跋などについてはこの論文を、とくに「諸偈類要」については玉村竹二「諸偈類要」をめぐる諸問題(『岩井大慧博士古稀記念論文集』所収、一九六二)を参照。

(25) 前掲論文一六〇一七頁。
ともに『隣交徵書』初篇二所収。

(27) 宗泐の餞偈に「時則揚帝命、次乃談仏理」。宋濂の「跋」に「一遵聖訓、敷演正法」。なお『増集統伝燈錄』四などによると、仲猷は別号を帰菴といふ、當時日本の禪宗界とともに關係の深かつた大惠派の、元叟行端の法嗣で、楚石梵琦らの法弟にあたり、宋代の偈頌を精撰して十巻に分類した『禪宗雜毒海』(寛文五年版が伝わっている)の著作がある。はじめ江州円通崇勝寺、明州慈溪智度寺などに住し、來日時は明州天寧寺の住持であった。仲猷に同行した椿庭海寿もかつて同寺の首座だったことがあり、おなじく權中中巽も同寺の藏主を勤めていた。さらに、のち応永九年には、応安五年の先例にならつて、禪僧天倫道彝と天台僧一菴一如が明使として來日し、北山第で義滿と相見しているが、この天倫も仲猷の法姪で、當時天寧寺の住持であつた。天寧寺が日本交通史上にしめる地位が窺われて興味ぶかい。

元叟行端——愚菴智及——天倫道彝

前掲論文二三一~二三二頁。

(28) 義堂周信の『空華日用工夫略集』応安六年正月九日条に、「如龍(如進)侍者來、出_(清參)業子建書、々中說、壽椿庭回」自_(海壽)唐、志大道在_(得志)天界寺、津要閑杭之中竺、_(中端)然臥病明州翠峯」とあって、その一端を伝える。そのほか、汝霖妙佐・大年祥登・伯英德備・如中恕・明室梵亮ら多数の禪僧が明中である。『本朝高僧伝』卷三六海寿伝。葉貫磨哉「入明僧椿庭海寿評伝」(『駒沢史学』五、一九五六年八二頁)。

注(6)におなし。

石原道博前掲論文二五頁。

田中健夫『倭寇と勘合貿易』(至文堂、一九六一)六頁の表を参照。

『京都將軍家譜』上(『大日本史料』六一~十八、一二六頁所引)。

小川信『細川頼之』(吉川弘文館、一九七二)一二七~三五頁。

今枝愛真『中世禪宗史の研究』(東大出版会、一九七〇)四五四~六五頁。頼之の招請は明使上洛後もくり返されたが、結局成功しなかつた。「跋」に「承白于王、請主天龍寺住持、寺乃夢惣國師道場、實名利也、祖闡以無上命力辭之」。「序」に「館於洛陽西山向陽精舍、執國政者、猶申天龍之請、無逸曰、我使臣爾、非奉帝命不敢從、王如欲闡敷宣大法、宜同往

請於朝、否則有死而已、君臣聞之、皆大慚服。

(38) 『雲門一曲』所収、「寄_(仲猷)天寧瓦官和尚詩并小序」。書簡は応安五年秋、丹後に届いている。

(40) 『智覺普明國師行業寒錄』に「時趙朱二公館防之大内、丹陽相去十數日程、雖然修途艱險、書問來往六七回」。『雲門一曲』は両者でやりとりした詩文、書簡をまとめたもので、趙秩・朱本が序を寄せている。

(41) 注(38)におなし。

(42) 『空華集』十四。『空華日用工夫略集』至徳二年一月二十日条。

(43) 『寒錄』洪武十三年(康暦二年)九月甲午条。

(44) 同右、洪武十四年七月戊戌条。

(45) 同右、洪武七年六月乙未条。

(46) 同右、洪武七年六月戊午条に「日本國、以_レ所掠瀬海民一百九人來歸」とあるのも、あるいはおなじことをさすか(人数の差四十餘人は高麗人俘虜にあたるとも思える)。

(47) 注(25)におなし。

(48) 後光嚴上皇は応安七(洪武七)年一月二十九日に死去し、後円融天皇は時に十七歳であつた。

(49) これについては、仲猷が「島夷不_レ知_レ礼義、微_レ勤臣不_レ能_レ再瞻_レ龍顏矣」と報告していることが知られる(『序』)。

(50) 『寒錄』洪武十二年閏五月丁未条。

(51) この時点では良懷はまだ奉表入貢していないから、かれが「日本國王良懷」とよばれるはずはない。したがつてこれは『寒錄』の編者が後年の称号を溯って使用したものとみられる。「詔」 자체にはこの称号はしるされていなかつただろう。

(52) 注(40)におなし。

(53) あるいは、Cにいう「前使費詔」とはAそのものをさすのかもしれない。そう考えたほうがずっとスッキリするが、「詔」とよばれるには「寒錄」所引のものがよりふさわしく、内容もAとかなりことなるので、一応本文のように解してみた。